

鳥取市アートスタート活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市アートスタート活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市内で0歳から小学校入学前までの乳幼児（以下「未就学児」という。）を対象とした作品鑑賞、創造体験又は公演鑑賞（以下「アートスタート」という。）の機会を提供する団体の活動を支援することにより、子どもの潜在的な可能性を引き出し、豊かな感性と創造性を育てていくことを目指すとともに、生活の中に文化・芸術が芽吹き、文化・芸術を支えていくことができる人材の育成を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県アートスタート活動支援事業補助金交付要綱（平成22年3月17日付け第201000000194号鳥取県文化観光局長通知）に基づく別表の第1項に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市内において補助対象事業を行う別表の第2項に定める団体とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金は、別表の第1項に掲げる補助対象事業の実施に要する同表の第3項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から当該補助対象事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額と、補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に同表の第4項に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数については、これを切り捨てる。）のいずれか低い額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、補助対象事業を開始する日の30日前までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号とする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定）

第6条の2 市長は、前条第3項の規定による交付申請があったときは、第5条の規定に関わらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後は、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、別表の第5項に掲げる事項以外の事項とする。

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

（実績報告書）

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号とする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、

その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第7条関係）

1 補助事業	未就学児を対象としたアートスタートの機会を提供する事業。ただし、以下に該当するものは対象外とする。 ア 入場料を徴収しない事業（ただし、交付決定後に、不測の事態など特別の事情により、入場料収入が見込めないと市長が認めた場合はこの限りでない。） イ 会員制度を有する団体が実施する事業で、当該団体の会員以外の入場料を会員よりも高く設定している事業 ウ 団体の会員や特定の教育・保育施設の園児など、参加者が限定される事業
2 補助対象者	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の規定により設立された法人又は営利を目的とせず未就学児の健全育成に資する活動を行う次のすべての要件を満たしている団体。ただし、保護者会、PTA等、対象範囲を限定して活動を行う団体を除く。 （1）団体の目的及び事業内容等が明らかになる規約等を有すること。 （2）団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。 （3）自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
3 補助対象経費	講師又は公演団体への謝金及び旅費（招へい公演日に係るものに限ることとし、旅費には宿泊料を含む。）、公演料及び公演に係る運搬費、印刷費、広報費、会場使用料、消耗品費、通信費、会議費（会場使用料及び資料代に限る。）、記録費（写真現像代に限る。）並びに託児謝金。ただし、消耗品費のうち当該事業以外で再利用が可能な物品の購入経費は補助対象外とする。また、当該年度の早い時期に行われる事業であって、前年度中に広報に着手する必要がある場合に限り、交付申請以前に行われた支出であっても補助対象経費に含めることができる。
4 補助率	3／4（上限額150千円）。ただし、同一年度において複数の補助事業を行う場合（同一内容の事業を2回以上実施する場合も含む。）は、2回目以降を1回につき1／2（上限額100千円）とする。
5 重要な変更	（1）補助対象事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更 （2）本補助金の増額